

事 務 連 絡

平成 23 年 4 月 4 日

各 $\left\{ \begin{array}{l} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right\}$ 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課

農畜水産物等の放射性物質検査について

標記の件については、平成 23 年 3 月 11 日の福島第一原子力発電所の災害の発生後、各自治体において、4 月 3 日までに 912 件の検査が実施され、137 件の暫定規制値を超える食品が確認されているところです。

このような状況の中、原子力災害対策本部より、食品の出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方が示され、その中で、地方自治体における検査計画について盛り込まれたところです（別紙 1）。

については、対象自治体におかれては適切に検査計画を策定し実施するようお願いします。

なお、厚生労働省においては、農林水産省、文部科学省等の協力を得ながら、検疫所、研究所、大学等における検査機器の配置状況を把握した上で、必要な検査機器を食品衛生検査施設に有しない都道府県等に対し、その近隣で検査機器を有する検疫所、研究所、大学等を紹介する仕組みを構築していることを申し添えます（別紙 2）。

平成 23 年 4 月 4 日

厚生労働省

地方自治体の検査計画について

1 基本的考え方

「緊急時における食品の放射能測定マニュアル」(平成 14 年 3 月)の追加要件を設定。

2 対象自治体

総理指示対象自治体(福島県、茨城県、栃木県、群馬県)及びその隣接自治体(宮城県、山形県、新潟県、長野県、埼玉県、千葉県)並びに暫定規制値を超えた食品の生産自治体(東京都)

3 対象品目の選定

1 これまでの検査結果

放射性物質の降下状況は、福島第 1 原子力発電所からの距離が最も大きく影響していると考えられるため、都道府県ごとに検査結果を整理した。

ア 野菜類（ヨウ素１３１）

（ア）平均値又は中央値が１０００Bq/kg 超

ホウレンソウ（茨城県、栃木県、千葉県）、パセリ（茨城県、千葉県）、シュンギク（栃木県、千葉県）、カキナ（栃木県）、サンチュ（千葉県）、チンゲンサイ（千葉県）、セルリー（千葉県）

（イ）平均値又は中央値が５００Bq/kg から１０００Bq/kg

ホウレンソウ（神奈川県、埼玉県、群馬県）、サニーレタス（茨城県）、ミズナ（千葉県、茨城県）、コマツナ（千葉県、東京都、埼玉県、神奈川県）、カキナ（群馬県）、ネギ（千葉県）、シュンギク（群馬県）

イ 乳（ヨウ素１３１）

平均値又は中央値が５００Bq/kg 以上

原乳（茨城県）

注）セシウム（１３４＋１３７）の暫定規制値超過例

パセリ（茨城県・２１１０Bq/kg）、ホウレンソウ（茨城県・１９３１Bq/kg）、コマツナ（東京都・８９０Bq/kg）、ホウレンソウ（栃木県・７９０Bq/kg）、カキナ（群馬県・５５５Bq/kg）、ミズナ（茨城県・５４０Bq/kg）

２ 指標とするべき品目（重点的にチェックする食品）

ア ホウレンソウ、シュンギク、カキナ、ミズナ、コマツナ（露地物を優先して選択）

イ 乳

ウ その他国が別途指示する品目

3 上記のほかの対象品目

- ア 生産状況を勘案した主要農産物
- イ 市場において流通している食品（生産者情報が明らかなもの）
- ウ 環境モニタリングの状況等を踏まえ国が別途指示する品目（例：一定の海域の水産物）

4 検査の頻度

週1回程度（曜日などあらかじめ計画すること）。ただし、暫定規制値を超える又は近い放射性物質が検出された場合、検査頻度について国が指示することがある。

5 検査の地域

地域的な広がりを把握するため、農作物については、農業生産等の実態や産地表示の状況も踏まえて、自治体はその県域を適切な区域に分け、当該区域毎に複数市町村で採取。

4 その他

上記の内容については、必要に応じて国が地方自治体に別途指示することがある。

検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方

原子力災害対策本部

I 趣旨

平成23年3月17日に食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく放射性物質の暫定規制値を設定して以来、2週間が経過し、検査実績が900件を超えたことから、現時点での知見に基づき、食品の出荷制限等の要否を適切に判断するための検査計画、検査結果に基づく出荷制限等の必要性の判断、出荷制限等の解除について、再整理する。

また、地方自治体の放射性物質の検査の実施体制を随時把握するとともに、中長期的な検査体制確保についても関係省庁において検討する。

II 地方自治体の検査計画

1 基本的考え方

「緊急時における食品の放射能測定マニュアル」(平成14年3月)の追加要件を設定。

2 対象自治体

総理指示対象自治体(福島県、茨城県、栃木県、群馬県)及びその隣接自治体(宮城県、山形県、新潟県、長野県、埼玉県、千葉県)並びに暫定規制値を超えた食品の生産自治体(東京都)

3 対象品目の選定

(1) これまでの検査結果

放射性物質の降下状況は、福島第1原子力発電所からの距離が最も大きく影響していると考えられるため、福島県以外の都道府県ごとに検査結果を整理した。

ア 野菜類(ヨウ素131)

(ア) 平均値又は中央値が1000Bq/kg 超。

ホウレンソウ(茨城県、栃木県、千葉県)、パセリ(茨城県、千葉県)、シュンギク(栃木県、千葉県)、カキナ(栃木県)、サンチュ(千葉県)、チンゲンサイ(千葉県)、セルリー(千葉県)

(イ) 平均値又は中央値が500Bq/kg から1000Bq/kg

ホウレンソウ(神奈川県、埼玉県、群馬県)、サニーレタス(茨城県)、ミズナ(千葉県、茨城県)、コマツナ(千葉県、東京都、埼玉県、神奈川県)、カキナ(群馬県)、ネギ(千葉県)、シュンギク(群馬県)

イ 乳(ヨウ素131)

(ア) 平均値又は中央値が500Bq/kg 以上

原乳(茨城県)

注)セシウム(134+137)の暫定規制値超過例

パセリ(茨城県・2110Bq/kg)、ホウレンソウ(茨城県・1931Bq/kg)、コマツナ(東京都・890Bq/kg)、ホウレンソウ(栃木県・790Bq/kg)、カキナ(群馬県・555Bq/kg)、ミズナ(茨城県・540Bq/kg)

(2) 指標とするべき品目(重点的にチェックする食品)

ア ホウレンソウ、シュンギク、カキナ、ミズナ、コマツナ(露地物を優先して選択)

イ 乳

ウ その他国が別途指示する品目

(3) 上記のほかの対象品目

- ア 生産状況を勘案した主要農産物
- イ 市場において流通している食品（生産者情報が明らかなもの）
- ウ 環境モニタリングの状況等を踏まえ国が別途指示する品目
（例：一定の海域の水産物）

4 検査の頻度

週1回程度（曜日などあらかじめ計画すること）。ただし、暫定規制値を超える又は近い放射性物質が検出された場合、検査頻度について国が指示することがある。

5 検査の地域

地域的な広がりを把握するため、農作物については、農業生産等の実態や産地表示の状況も踏まえて、自治体はその県域を適切な区域に分け、当該区域毎に複数市町村で採取。

Ⅲ 国が行う出荷制限・摂取制限の品目・区域の設定条件

- 1 暫定規制値を超えた品目について、生産地域の広がりがあると考えられる場合、地域・品目を対象とする。
- 2 地域については、JAS法上の産地表示義務が県単位までであることも考慮し、県域を原則とする。ただし、県、市町村による管理が可能であれば、県内を複数のブロックに分割することができる。
- 3 品目については、これまでのデータを踏まえ、個別品目ごとに検討する。

- 4 制限設定の検討に当たっては、1週間ごとに、検査結果を集約の上、要件への該当性を総合的に判断。必要に応じて追加的な検査の指示を行う。
- ・ 暫定規制値を超える品目について、地域的な広がりが不明な場合には、周辺地域を検査して、出荷規制の要否を判断。
 - ・ 著しい高濃度の値が検出された品目については、当該品目のサンプル数にかかわらず、速やかに摂取制限を設定。

IV 国が行う出荷制限・摂取制限の品目・区域の解除条件

- 解除については、当該地方自治体からの申請による。

1 解除対象の地域

集荷実態等を踏まえ、県内を複数の区域に分割する。

2 検査結果の水準

当該区域毎に原則として複数市町村で1週間ごとに検査し、3回連続暫定規制値以下とする（過去に暫定規制値を超えた市町村は必ず検査し、その他の市町村は原則として同一市町村での検査は行わない）。

なお、解除の判断にあたっては、福島第1原子力発電所の事故の状況も考慮する。

注 農林水産省の協力を得て、地点を定めて実施している定期的な検査は継続する。

3 解除後の検査

福島第1原子力発電所からの放射性物質の放出が継続している間は、
上記2と同様の検査を行い、暫定規制値を超えた場合には必要な措置を
とる。

4 個別品目の取扱い

ア 野菜

別添1

イ 乳

別添2

| | |-------| | V その他 | |-------|

I からVの内容については、必要に応じて国が地方自治体に別途指示するこ
とがある。

野菜

1 地域

県全体のほか、出荷単位も踏まえ市町村など地理的範囲が明確になる単位で解除することができる。

2 品目

- ① ホウレンソウなど、個別品目ごとに解除することを原則とする。（なお、ハウスものと露地ものの分別は困難）
- ② ホウレンソウのように形態、表面積、重量等からみて測定値が高くなりやすい農産物について解除する場合には、それより測定値が低くなると考えられる農産物についても同時に解除する。

3 解除の要件（「安定的に暫定規制値を下回る」）

- ① 解除しようとする地域内の解除しようとする品目の出荷地域から複数点試料採取ポイントを選定
- ② 各採取ポイントから、概ね1週間ごとに継続的に試料を採取し、分析
- ③ 解除しようとする地域内の当該品目の採取ポイントの全てについて、3回連続して暫定規制値以下（不検出を含む）となる場合に、当該地域の当該品目を解除する。

4 解除後の措置

解除後も、3の①の試料採取ポイントにおいて定期的に試料の採取・分析を行い、分析結果を公表する。

乳

1 試料採取及び解除の単位

クーラーステーション又は乳業工場単位で試料採取を行い、要件を満たす場合には、その単位に属する市町村単位で解除する。

2 解除の要件(「安定的に暫定規制値を下回る」)

- ① 当該クーラーステーション又は乳業工場(又は乳業工場に直接出荷している全ての者)から概ね1週間ごとに継続的に試料を採取し分析する。
- ② 3回連続して 100Bq/Kg 以下(不検出を含む)となる場合に、当該地域の当該品目を解除する。

3 解除後の措置

解除後も定期的に試料の採取・分析を行い、結果を公表する。

平成 2 3 年 4 月 4 日
厚生労働省

食品衛生法の規定に基づく食品中の放射性物質に関する 検査のための機器の確保について

- 食品衛生法(昭和 2 2 年法律第 2 3 3 号)の規定に基づき、都道府県等は、食品中の有毒・有害物質に関する検査を実施している。その一環として、暫定規制値を上回る放射性物質を含有する食品についても、食用に供しない取扱いとしている。
- このような検査については、食品衛生法の規定に基づき、都道府県等の食品衛生検査施設又は民間の登録検査機関を活用することが基本である。
- しかしながら、原子力緊急事態の発生に伴う放射性物質の放出が依然として収束していない現状では、検査を適切に実施するためには、既存の検査機器を有効に活用することが重要である。
- このため、厚生労働省においては、農林水産省、文部科学省等の協力を得ながら、検疫所、研究所、大学等における検査機器の配置状況を把握した上で、必要な検査機器を食品衛生検査施設に有しない都道府県等に対し、その近隣で検査機器を有する検疫所、研究所、大学等を紹介する仕組みを構築する。

食品中の放射性物質に関する検査を 実施することが可能である厚生労働省関係機関

- ゲルマニウム半導体検出機で食品中の放射性物質に関する検査を実施することが可能である厚生労働省関係機関は、次のとおりです。
- これらのうち、行政機関による検査の受入れについては、都道府県又は保健所設置市の依頼によるものに限定されるとともに、あらかじめ日程等を調整する必要があります。このため、検査を依頼するに当たっては、都道府県又は保健所設置市の衛生主管部局より、厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課あてに、あらかじめ御連絡をお願いします。

1 行政機関

国立保健医療科学院 〒 351-0197 埼玉県和光市南 2-3-6
横浜検疫所輸入食品・検疫検査センター 〒 236-0011 神奈川県横浜市金沢区長浜 107-8
神戸検疫所輸入食品・検疫検査センター 〒 652-0866 兵庫県神戸市兵庫区遠矢浜町 1-1
成田空港検疫所検査課 〒 282-0004 千葉県成田市古込字古込 1-1

【連絡窓口】

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課（大原・富田）

TEL：03-5253-1111（代表）内線 4241・4242

03-3595-2337（直通）

FAX：03-3503-7964

2 登録検査機関

財団法人 日本食品分析センター（多摩研究所） 〒 206-0025 東京都多摩市永山 6-11-10 TEL：042-372-6711 FAX：042-372-6700
財団法人 食品環境検査協会（横浜事業所） 〒 231-0003 神奈川県横浜市中区北仲通 2-15 TEL：045-201-7031 FAX：045-201-9022